

市からの連絡帳

届け出・税・年金

西東京市民カードは破損などの理由で交換可能です

表面の8桁の番号が金色のカードは生分解性プラスチック製で、弾力性が弱く割れやすくなっています。破損などを確認したときは新しいものと交換しますので、市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)・各出張所へお持ちください。

持破損した西東京市民カード・印鑑・来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証・旅券・健康保険証[※])

※代理人による申請の場合は、代理人選任届(本人自筆)が必要です。

※表面の8桁の番号が判別できない状態のカードについては、お問い合わせください。

◆市民課 田(☎042-460-9820) 保(☎042-438-4020)

国民年金の学生納付特例制度のご利用を

国内に住所がある20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入する必要がありますが、次に当てはまる場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。申請手続きは毎年度必要です。

◆学生納付特例制度

例 学生で申請年度前年の本人所得が一

定額以下の方
※30歳未満の方で、本人と配偶者の申請年度前年の所得が一定額以下の方(学生納付特例対象校の学生を除く)は、若年者納付猶予制度を利用できます。

※本制度を利用した期間は、年金の受給に必要な期間(25年間)に含まれますが、年金の受給額には計算されません。受給額を増やすためには、10年以内に納付(追納)が必要です。

※3年度目以降の追納は、当時の保険料に加算金が付きます。

申 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)で配布する申請用紙に必要事項を明記し、学生証(写し可。両面をコピー)または在学証明書を持参し、上記申請用紙配布場所へ

※申請用紙は日本年金機構HPからもダウンロード可

問 武蔵野年金事務所 (☎0422-56-1411)

◆保険年金課 田 (☎042-460-9825)

福祉・子育て

手話通訳者を配置

意思疎通に手話通訳を必要とする方の市役所利用の利便性向上を図るため、手話通訳者を配置する日を設けます。市役所での手続きなどの際は、ぜひご利用ください。

時・場

第2水曜日・障害福祉課(保谷庁舎1階)
第4水曜日・障害福祉課(田無庁舎1階)

※いずれも午後1時～5時

◆障害福祉課 保 (☎042-438-4034)

ひとり親家庭の父母対象 就労のための資格取得に給付金

◆自立支援教育訓練給付金

児童扶養手当の受給者などで、介護職員初任者研修、ケアマネージャー、福祉住環境コーディネーター、パソコン講座、医療事務資格などの厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講する方に対し、受講した後、受講に要した費用(入学料および授業料)の100分の20に相当する額(4,001円～10万円)を支給します。

◆高等職業訓練促進給付金[※]

児童扶養手当の受給者などで、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師などの資格(修業年限2年以上)の取得が見込まれる方に対し、訓練促進給付金などを支給します。市民税が非課税の場合は10万円、課税の場合は7万500円となります(上限2年間)。※いずれも事前の相談が必要です。詳細は、お問い合わせください。

◆子育て支援課 田 (☎042-460-9840)

くらし

消費者センターグループ活動室の使用団体の拡大

現在、「消費者団体」に登録中の団体に限り使用できる消費者センターのグルー

プ活動室は、6月使用分から登録団体以外の団体も使用できるようになります。

※公共施設予約サービスへの利用者登録が必要です。

◆消費者センター (☎042-425-4141)

火災発生時のサイレン吹鳴

市内に延焼火災が発生した場合、消防団員への周知徹底と市民の皆さんへの注意喚起を図るため、市内に設置している火災信号用のサイレンを吹鳴することがあります。

火災が発生したときは延焼の有無にかかわらず、消防ポンプ車がサイレンを鳴らして出場します。消防団詰所の近隣にお住まいの方をはじめ、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆危機管理室 保(☎042-438-4010)

防犯活動団体に登録を

市内で防犯活動を行う団体に対して、防犯活動経費(防犯腕章・防犯資器材など購入費[※])の2分の1を交付しています。防犯活動団体に入り、皆さんで犯罪のない安全安心なまちを作りませんか。

□団体登録条件(次の全てに該当)

- 5人以上で組織する団体で役員がおり、会則・規約などを定めている
 - 団体構成員の8割以上が市民で、防犯活動を行う団体である
- ◆危機管理室 保(☎042-438-4010)

国民健康保険加入者向け 温泉センター割引利用券を配布

国民健康保険に加入している方に、東京都国民健康保険団体連合会と契約した温泉センターの割引券を配布します。

□利用期間 平成28年3月31日[※]まで
※年末年始などの休館日は、各施設にご確認ください。

□配布場所 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)・各出張所

◆温泉センター

●檜原温泉センター「数馬の湯」 (☎042-598-6789)

場 檜原村2430

◇営業時間 午前10時～午後7時(土・日曜日、祝日は午後8時[※])
◇定休日 月曜日(祝日の場合は翌日)

¥(終日) 大人：820円→450円
子ども：410円→210円
※別途入湯税(12歳以上1人につき50円)が必要

●奥多摩温泉「もえぎの湯」 (☎0428-82-7770)

場 奥多摩町氷川119-1

◇営業時間 午前9時30分～午後8時(7～9月は午後9時30分[※]まで、

12～3月は午後7時[※]まで)

◇定休日 月曜日(祝日の場合は翌日)

¥(2時間) 大人：730円→400円
子ども：410円→200円
※別途入湯税(12歳以上1人につき50円)が必要

●秋川渓谷「瀨音の湯」 (☎042-595-2614)

場 あきる野市乙津565

◇営業時間 午前10時～午後10時
◇定休日 3・6・9・12月の第2水曜日

¥(3時間) 大人：800円→600円
子ども：400円→200円

●生涯青春の湯「つるつる温泉」 (☎042-597-1126)

場 日の出町大久野4718

◇営業時間 午前10時～午後8時
◇定休日 第3火曜日(祝日の場合は翌日)

¥(3時間) 大人：820円→620円
子ども：410円→210円

問 東京都国民健康保険団体連合会 (☎03-6238-0150)

◆保険年金課 田 (☎042-460-9821)

軽自動車税納税通知書を発送

平成27年度の軽自動車税納税通知書は、5月1日(金)に発送する予定です。

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。4月2日以降に廃車や譲渡した場合でも旧所有者に課税されます。その場合の月割りによる払い戻しはありません。

◆税制改正による税額の見直し

原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車などは、平成27年度から新税額の適用予定でしたが、1年間延期し、平成28年度からとなります。平成27年度は、平成26年度と同じ税額とな

□平成27年度 適用税額

| | 種別 | 税額 |
|----------|------------|--------|
| 原動機付自転車 | 第一種 | 1,000円 |
| | 第二種(乙) | 1,200円 |
| | 第二種(甲) | 1,600円 |
| 小型特殊自動車 | 三輪以上(ミニカー) | 2,500円 |
| | 農耕作業用 | 1,600円 |
| 軽自動車 | その他 | 4,700円 |
| | 二輪(側車付含む) | 2,400円 |
| 二輪の小型自動車 | | 4,000円 |

ります。

軽四輪などは、平成27年4月1日以降に新車登録された場合に新税額が適用され、3月31日までの登録分は現税額に据え置かれます。

◆身体障害者の方が所有する車両などの減免制度

一定の要件の下に軽自動車税を減免する制度があります。減免を受けるには5月25日(月)までに申請が必要です。詳細は、お問い合わせください。

◆市民税課 田(☎042-460-9826)

「西東京市暮らしの便利帳」配布中

市のサービスや手続き、公共施設の案内など、毎日の生活に役立つ情報を掲載した平成27・28年版「西東京市暮らしの便利帳」を、4月20日(月)までに全戸配布する予定です。

この日を過ぎても届かない場合や、2世帯住宅でもう1冊必要な場合は、4月27日(月)までにご連絡ください。

◆秘書広報課 田(☎042-460-9804)

